

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の概要

1. 計画概要

生活排水処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づいて策定する一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水の処理について、長期的・総合的視点から計画的な生活排水の基本方針を定めるもの。

平成19年6月に策定した前計画を見直して新たな目標値を設定し、計画期間はごみ処理基本計画と同様に、平成24年度から平成31年度まで（8年間）とする。



（生活排水:家庭から出される排水で、炊事、洗濯、風呂などで排出される生活雑排水とし尿をあわせたもの）

2. 前計画の達成状況と新計画の目標値

- 平成22年度末における、計画処理区域内人口に対する生活排水処理人口の割合の目標値は77.2%であったが、実績値は72.7%であり目標は未達成。
- 今回策定する計画においては、平成31年度末の目標値を83.2%に設定し、**公共下水道・農業集落排水施設（1）・合併処理浄化槽（2）**の効率的な組み合わせにより、生活排水処理人口の増加を図ることとする。

区分	年度	現状(平成22年度)		前計画 目標値(H22)	目標年度(平成31年度)	
		人口	比率	比率	人口	比率
計画処理区内人口		803,072			776,978	
生活排水処理人口		584,163	72.7%	77.2%	646,213	83.2%
生活雑排水未処理人口		218,909	27.3%	22.8%	130,765	16.8%

1 「農業集落排水施設」

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理することにより、農業用排水路や公共用水域の水質保全を目的とした下水道。

2 「合併処理浄化槽」

公共下水道や農業集落排水施設などが整備されていない地域でし尿、生活雑排水等の汚水を処理するために設置される浄化施設。